

長野市障害福祉計画の見直しについて

平成 21 年 1 月 27 日
保健福祉部障害福祉課

1 障害福祉計画策定の趣旨について

障害者自立支援法に基づき市町村毎に策定が義務付けられた計画

○障害福祉サービス、地域生活支援事業のサービス見込量及び円滑な実施
（新体系への移行）を確保するための計画

○平成 19 年 3 月に策定[計画期間：平成 18 年～平成 23 年度]

○平成 18 年～平成 20 年度を第 1 期、平成 20 年度に必要な見直しを行い、
平成 21 年～平成 23 年度（3 カ年）を第 2 期として、現在策定中

2 障害福祉計画の位置づけ

「第三次長野市障害者行動計画」（第四次長野市総合計画の個別計画）[計画期間：平成 13 年～平成 22 年度]の内、生活支援に関する事項についてのサービス見込量および方策（第三次長野市障害者行動計画の実施計画）を策定するもの。

3 障害福祉計画の概要

1 目標値設定

- (1) 入所者の地域生活への移行者数
- (2) 退院可能精神障害者の地域生活への移行者数
- (3) 福祉施設から一般就労への移行者数

2 サービス見込量の設定

- ・障害福祉サービス
 - (1) 訪問系サービス
 - (2) 日中活動系サービス
 - (3) 居住系サービス
 - (4) 相談支援

- ・地域生活支援事業
 - (1) 必須事業
 - (2) 任意事業

3 サービス確保のための方策

4 障害福祉計画の見直しに向けて

- 国・県の基本指針及び第一期計画の実績等に基づき策定。
国の指針 平成 21 年 1 月 8 日告示
県の指針 平成 21 年 1 月 14 日提示
- 障害者自立支援法(平成 18 年度施行)は、以前の支援費制度からの大幅な制度改正により、障害者自立支援法円滑特別対策(平成 18~20 年度)が実施され、障害者自立支援法の抜本的見直しに向けた緊急措置(平成 20 年度)が講じられているが、両事業が平成 21 年度予算(案)に盛り込まれている。
⇒ 制度が固定されていない。
- 現在、国において障害者自立支援法施行後三年目の見直しを行うために、社会保障審議会 障害者部会で検討し、部会報告(平成 20 年 12 月 16 日付)が取りまとめられた。 ⇒ 具体的な見直し内容は未定。

5 第一期計画策定時からの主な変更点

~国・県の指針より~

- **地域自立支援協議会(長野市障害ふくしネット)の機能強化**
地域課題について情報を共有し、具体的に協議する場
地域支援体制の中軸となる相談支援体制のあり方について協議する場
長野市においては、第一期計画策定時より独自に取組済。

福祉施設から一般就労への移行等

官公需に係る福祉施設の受注機会の拡大について記載

計画期間及び策定スケジュール

平成 21 年度~平成 23 年度(第二期)・・・平成 20 年度中に策定

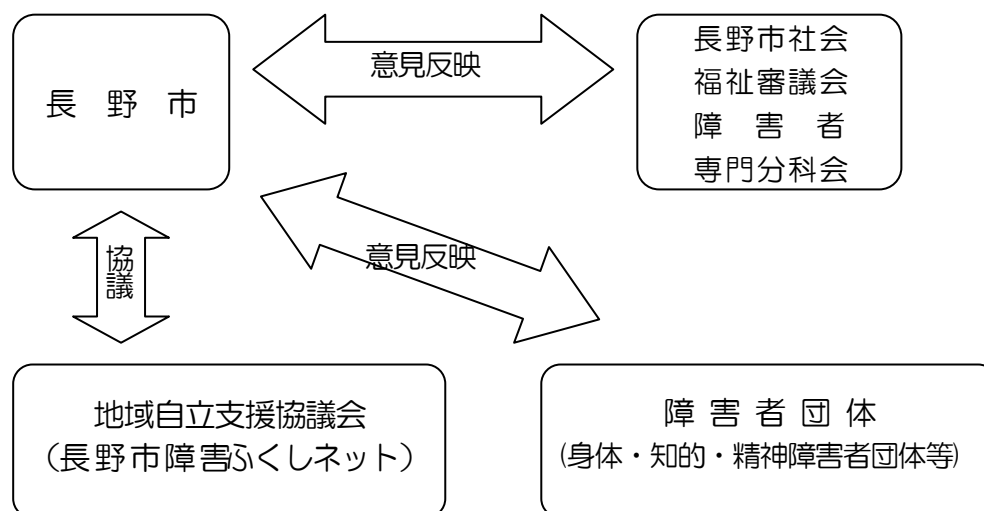
第二期計画期間中に法の見直しが行われ、それに伴い、策定された第二期障害福祉計画の内容の見直しが必要になる場合もある。

サービス見込量

サービス見込量の算出に加え、実利用者見込数の算出が追加

6 第二期計画策定への取組

(1) 策定体制について



(2) 第二期計画における変更内容

平成21年度～平成23年度までのサービス見込量を、第一期計画期間中の実績、新体系への移行計画を基に変更する。

7 今後の予定

月 日	事 項	内 容
1月27日	・長野市社会福祉審議会 障害者専門分科会(開催)	(素案) 提示
～2月9日	・障害者団体からの意見反映	身体・知的・精神障害者団体等
～2月19日	・地域自立支援協議会 (長野市障害ふくしネット)と協 議	[障害者団体、相談支援事業所、医 療保健機関、サービス事業所、保 育・学校・教育機関、労働行政機関、 長野市で構成]
2月下旬	・長野市社会福祉審議会 障害者専門分科会	
2月25日	・部長会議	(最終案) 報告
3月末	・県へ提出	
4月以降	・障害福祉計画公表	

